北豊中友好会　会則

第１章　総則

第1条（名称）

本会は「北豊中友好会」（以下「本会」）と称する。

第2条（設立）

本会は昭和 53 年 4 月１日設立した。

第3条（事務局）

本会の事務局は、原則として代表宅に置く。

第4条（連盟）

本会は豊中市少年軟式野球連盟、大阪府少年軟式野球連盟に所属し、その目的と指示に従う。

第２章　目的

第5条（目的）

本会は野球を通じて少年の心身の鍛錬と友好の輪の広がりを目的とし、次世代を担う立派な人間形成に資するものとする。また、指導者と保護者の相互の親睦を図り、地域社会の発展に寄与することとする。

２　本会は、この目的を達成するため、法令及び社会通念を遵守し、指導者と保護者会が協力する健全な組織運営に努めるものとする。

第6条（方針）

本会の役員、指導者及び会員は、本会が由緒ある伝統的な団体であることに誇りを持ち、今後とも少年野球の模範的な優秀団体となるべく、関係する少年野球連盟の運営に従って普段の努力を重ね、地元の学童部の協力を得ながら、組織の末永い存続を図るものとする。

２　本会は、所属連盟の規約及びスポーツ団体としてのガバナンスに関する一般的な基準の趣旨を踏まえ、適正な組織運営に努めるものとする。

第３章　入会

第7条（資格）

心身ともに健康な中学１年生から中学3年生までを対象とする。

第8条（入団）

本会への入団については、所定の入団要項に従い、入団申込書の保護者承認印欄に捺印の上、申し込むこととする。

２　入団申込書には、本会則及び本会が別に定める規程を遵守する旨の同意を含むものとする。

３　入団した選手の保護者を会員とする。

第9条（入団金）

入団にあたり、入団金 10,000 円を納入することとする。

2　但し、兄弟が入団済みの場合は入団金 5,000 円を納入することとする。

第4章　会費

第10条（会費）

本会の会費は月額、次の通りとする。月額 9，500円

a. 部費　5,000 円

b. 車会計　3,000 円

c. 特別会計　1,000 円

d. マシン費　500 円

尚、合宿費等に充填する積立金額については、各学年で決定することとする。特別会計の支出は役員会で審議し、総会又は臨時総会の承認を得るものとする。

第11条（納入期間）

本会の会費の納入期間は、中学校第一学年の4月より第三学年の9月までとする。

第12条（納入）

会費は、各月 10 日に専用の会費袋に入れて回収する。

2　会員は、やむを得ない理由により納入が困難な場合は、あらかじめ会計又は保護者会長に申し出るものとする。この場合、本会は、その事情に応じて必要な対応を検討する。

第5章　役員

第13条（役員）

本会は指導者と保護者の中から現場指導者・保護者会として役員にあてるものとする。

2　この会則において「会長」とは、保護者会長をいう。

第14条（指導者）

本会の現場指導者は指導者の中から、代表・副代表・指導者部長・監督・コーチにあてる。

第14条の2（指導者の職務）

代表は、本会を代表し、所属連盟その他の関係団体との折衝、渉外、資金及び運営基盤の確保その他の対外的業務並びに本会の組織運営を統括する。

2　副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。

3　指導者部長は、指導者間の連絡調整を行う。

4　監督は、現場責任者として、選手に対する技術指導、練習内容の決定、選手起用及び試合における指揮等を主導的に行う。

5　コーチは、監督を補佐し、技術指導を行う。

6　前各項の規定にかかわらず、コンプライアンス規程に違反する行為への対応については、第 17 条の 2 の定めるところによる。

第14条の3（指導者の選任）

コーチその他の指導者（監督を除く。）は、指導者会議において委嘱する。

2　監督は、指導者会議において委嘱する。この場合において、会長及び副会長は、当該指導者会議に同席するものとする。

3　在籍する選手の保護者は、監督の選任について意見があるときは、当該指導者会議の開催日の 14 日前までに、会長に書面により申し出ることができる。

4　会長は、前項の申し出を取りまとめ、開催日の 7 日前までに意見書として指導者会議に提出する。

第15条（保護者会）

本会の保護者会は会員から選出された会長・副会長・会長補佐・会計・会計監査・書記にて運営する。

第16条（選出）

役員の選出は総会において互選により選出する。

2　役員に欠員が生じた場合は、臨時の指導者会議あるいは役員会において推薦された者をあて、残りの任期まで務めることとする。

第16条の2（欠格事由及び解任）

次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。また、役員が就任後に該当するに至ったときは、役員会の決議によりその職を解くことができる。

一　コンプライアンス規程に定める禁止行為により処分を受けた者

二　その他役員としてふさわしくない重大な事由があると役員会が認めた者

第16条の3（役員会）

本会に、保護者会役員及び現場指導者をもって構成する役員会を置く。

2 役員会は、この会則及び諸規程に定めるもののほか、本会の円滑な運営を図るために必要と認める事項について協議する。

3 役員会は、代表又は会長が招集し、構成員の過半数の出席（委任状含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは招集者が決する。

4 前項の出席には、電話会議、ビデオ通話その他の方法により、構成員が音声又は映像により相互に意思疎通を図ることができる方法による出席を含むものとする。

5 緊急を要し、前 2 項の方法による開催が困難な場合は、代表又は会長は、書面又は電磁的方法により構成員の意見を確認し、その過半数の同意をもって役員会の決議に代えることができる。この場合において、代表又は会長は、事後速やかにその内容を構成員に報告するものとする。

第6章　決議

第17条（役員職務）

会長は保護者会を代表し、会務を総括する。

2　会長は、保護者の意見を集約してその総意を形成し、代表及び監督に保護者の総意を伝える。

3　前項の規定は、練習内容、選手起用、技術指導その他競技運営に関する事項が指導者の専権に属することを妨げるものではなく、会長及び保護者会はこれらの事項に関与しないものとする。

4　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

5　会長補佐は会長及び副会長を補佐する。

6　会計は本会の会計事務を担当する。

7　会計監査は会計処理及び決算内容を監査し、その結果を総会に報告する。

8　書記は会議等の記録及び文書作成を行う。

第17条の2（コンプライアンス対応）

代表、監督その他の指導者、選手又は保護者に、コンプライアンス規程に違反する行為があると疑うに足りる相当の理由が生じたときは、役員会は、同規程の定める手続きにより、事実関係の調査及び必要な措置を行う。

2　前項の場合において、当該事案の対象となる者は、その審議及び決定に加わることができない。

3　代表、監督その他の指導者に係る措置には、当該事案に係る決定の見直しを含む。ただし、当該違反行為に直接関連する範囲に限るものとし、これを超えて第 14 条の 2 に定める各役職の職務に関する事項に及ぼしてはならない。

4　選手に係る措置は、その年齢及び発達の状況に配慮し、教育的な観点から行うものとする。

5　保護者に係る措置は、当該保護者の子である選手の活動に不利益が及ばないよう配慮して行うものとする。

第18条（役員任期）

役員の任期は第2学年時 10 月から第3学年時9月までの1年とする。

第19条（決議）

本会の決議機関は、総会、臨時総会、指導者会議及び役員会とする。

2 総会は年 2 回、役員会は年 1 回以上開くものとする。

3 臨時総会及び指導者会議は、必要があると認めるときに開催する。

第19条の2（決議機関の権限分掌）

次の各号に掲げる事項は、当該各号に定める機関の決議による。

一　会則の変更、解散及び決算の承認その他本会則に総会の決議を要する旨定める事項　総会

二　指導方針、選手起用その他現場運営に関する事項　指導者会議

三　諸規程の制定・改廃その他前二号に属さない本会運営上の事項　役員会

第20条（総会）

総会は、在籍する選手の 3 分の 2 以上について、その保護者が出席（委任状を含む。）をもって成立し、議案は出席者の過半数をもって可決する。可否同数の場合は議長が決する。

2　やむを得ない事情により総会を開催できない場合は、書面又は電子的方法による議決をもって総会の決議に代えることができる。

3　総会は、次の各号に掲げる時期に開催することを原則とする。

一　春季総会　入団式後 3 週間以内

二　秋季総会　10 月末まで

4　臨時総会の成立及び議決については、第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第20条の2（指導者会議）

指導者会議は、指導者の過半数の出席をもって成立する。

第20条の3（議事録）

総会、臨時総会及び役員会の議事については、書記が議事録を作成し、これを保管する。

2 指導者会議の議事については、必要に応じて指導者が議事録を作成するものとする。

3 会員は、正当な理由があるときは、第 1 項の議事録の閲覧を求めることができる。ただし、指導者会議の議事録については、この限りでない。

第21条（決算）

本会の事業及び会計年度は、原則として毎年9月1日から翌年8月末日とする。

2　また事業活動及び会計決算については、総会にて報告し承認を得るものとする。

3　会計監査は総会開催前に当該年度の会計について監査を行うものとする。

第7章　安全

第22条（保険）

本会は選手が練習時や万が一に備え、スポーツ安全協会傷害保険に加入する。

第22条の2（安全配慮の基本原則）

本会及び指導者は、練習、試合その他の活動において、選手の生命及び身体の安全に配慮し、適宜適切な対応をとらなければならない。

第22条の3（規程への委任）

熱中症対策、傷病発生時の対応、遠征時の安全管理その他安全確保に関する具体的事項は、安全管理規程の定めるところによる。

第8章　入退団

第23条（届出）

退団をしようとする者は、代表又は監督にその旨を届け出るものとする。

2　休部をしようとする者は、代表又は監督の承認を得なければならない。

第24条（退団）

本会からの退団は、理由を明示し保護者の同意の上、退団日より2週間前に届け出るものとする。第23条に基づき退団した場合であっても、納入済みの会費等は一切返金しない。

2　また会費は、届け出た日の属する月分まで納入するものとする。

第25条（休部）

本会からの休部は、理由を明示し保護者の同意の上、代表または監督の承認を得て、再入部日を提示しなければならない。

2　前項に基づき休部した場合は、第10条に基づいた金額は納入しなくてよいものとする。

第25条の2（備品の返却）

退団又は次条の処分を受けた者は、貸与された備品を速やかに返還しなければならない。

第26条（罰則）

本会は選手練習時及び活動中に不真面目な態度を示し、正当な理由ない欠席を続けるなど、諸活動に度々支障をきたし、現場指導者からの再三の改善指導に従わない場合は、退団処分とする。

第9章　解散

第27条（解散）

本会の解散は、総会において、在籍する選手の 4 分の 3 以上について、その保護者の同意を得て決議する。

第28条（資産）

本会の解散に伴う残余財産の処分及び負債の負担方法については、総会の議決により決定する。

2　前項の残余財産は、特定の個人の用に供し、又はこれに帰属させてはならない。

第10章　補足

第29条（会則）

本会則の変更は、総会、臨時総会又は書面・電子的方法による議決において、総会出席者（提出者）の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。

2　本会則に定めない事項については、所属連盟の規約等に準ずる。

第29条の2（会則の解釈）

本会則の解釈に疑義が生じたときは、役員会の決議により定める。

第30条（個人情報）

本会は、選手及び保護者から取得した個人情報について、本会の運営に必要な範囲内でのみ使用するものとする。また、本人の同意なく第三者へ提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合及び大会参加等のため主催団体へ提出する場合を除く。

第31条（規程の制定）

本会は、この会則に定めるもののほか、コンプライアンス規程、安全管理規程、会計規程、個人情報保護規程その他運営上必要な規程を、役員会の決議により別に定めることができる。

2　前項の規程は、この会則に抵触してはならない。

附則

1　この会則は、令和8年10月1日から施行する。

2　この会則の施行の際現に役員である者は、この会則の規定により選任された役員とみなす。

3　この会則の施行前にされた決議その他の手続は、この会則の相当の規定によりされたものとみなす。

改正経過

制定　昭和53年4月1日

改訂　令和6年9月30日

改訂　令和7年1月1日

改訂　令和8年6月30日

改訂　令和8年10月1日（本版）